

第六十五回 参議院商工委員会石炭対策に関する小委員会会議録第二号

昭和四十六年三月十八日(木曜日) 午前十時二十四分開会

本日の会議に付した案件
○産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 委員の異動
二月十八日 井川 伊平君
三月六日 井川 伊平君
三月六日 辭任 劍木 亨弘君
三月十八日 辭任 井川 伊平君
補欠選任 井川 伊平君
補欠選任 矢野 登君

出席者は左のとおり。

- 委員長 大矢 正君
委員 川上 為治君
矢野 登君
山本敏三郎君
阿具根 登君
上林繁次郎君
須藤 五郎君

政府委員

- 通商産業省鉱山
石炭局石炭部長 阿部 茂君

事務局側

- 常任委員会専門
員 菊地 拓君

説明員

- 通商産業省鉱山
石炭局石炭部長 左近友三郎君
政課長
通商産業省鉱山
石炭局石炭部長 中井 富男君
炭地域振興課長

○委員長(大矢正君) ただいまから石炭対策に関する小委員会を開会いたします。
小委員の異動について報告いたします。
本日、欠員中の小委員の補欠として井川伊平君、矢野登君が選任されました。

○委員長(大矢正君) 産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、補足説明を聴取いたします。石炭部長。
○政府委員(阿部茂君) 産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨につきまして、補足御説明申し上げます。

本法律案は三つの部分に分かれております。その第一は、産炭地域振興臨時措置法の一部改正であります。同法は、石炭鉱業の不況による炭鉱の閉山が、ひとり当該炭鉱の従業員及びその家族にとどまらず、炭鉱を中心として形成されてきた地域の経済、社会に急激かつ深刻な影響を及ぼすことにかんがみ、炭鉱の閉山により疲弊した産炭地域において、石炭鉱業にかかわる鉱工業等の急速かつ計画的な導入により、当該地域を新たな経済、社会活動の場として再生発展させることを目的として、わが国の石炭鉱業がいわゆるエネルギー革命の中で次第に長期不況の性格を強めてきた昭和三十六年十一月に制定されたものであります。同法は、当初五年間の臨時措置法として成立し、その後、昭和四十年に五年間延長されて、本年十一月十二日をもって、その効力を失うこととなっております。
産炭地域につきましては、法の制定以来、同法

を基礎として、国及び地方公共団体において、産炭地域振興計画の策定、道路、港湾等、産業基盤の整備、産炭地域振興事業団による企業の誘致、公共事業の補助率引き上げ等による地方財政の援助、住宅、学校の建設等、生活環境の改善、その他各般にわたる産炭地域振興のための諸施策を展開しているところであります。

このような施策の推進により、産炭地域においては、昭和三十七年以来、約八百にのぼる企業の進出を見る等、石炭鉱業にかかわる鉱工業等の振興が着実に進んでおり、一部の比較的立地条件にめぐまれた地域においては、炭鉱の閉山による疲弊に対処して当該地域の経済的、社会的回復をはかるといふ法の目的が、次第に達成されつつあります。

しかしながら、産炭地域は、これを全体として見れば、これまでの施策の推進にもかかわらず、過去における閉山の累積、特に、ここ一兩年の間における著しい閉山の進行により、依然として著しい疲弊状態から脱却するに至っておりません。地方財政の窮乏、多数の生活保護者の滞留、老朽化した炭鉱住宅街の存在等、産炭地域の経済社会の回復のため解決すべき諸問題は、なお山積している状態にあります。

このような産炭地域の現状にかんがみ、また今日石炭鉱業が置かれているきびしい状況を考慮して、政府といたしましては、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を、この際、さらに十年延長するとともに、石炭対策の重要な一環として、同法を基礎とする産炭地域振興の諸施策を、今後とも推進していく必要があると考えている次第であります。
第二は、電力用炭販売株式会社法の一部改正であります。

面的改正が行なわれて今日の形となっているものであります。

電力用炭販売株式会社の主たる業務の第一は、電力用炭の購入及び販売の業務であります。御高承のとおり電力用炭は一般炭の大宗をなすものであります。電力用炭販売株式会社は、電力用炭について、同社が一手にその購入及び販売を行なうことにより、その価格を通商産業大臣が定めることとする。このことにより、電力用炭の価格の安定と需要の確保、供給の円滑化に資することにおいて、重要な役割りを果たしております。

電力用炭販売株式会社の主要業務の第二は、近代化石炭専用船の運航。その他石炭運送船の配船調整の業務であります。石炭鉱業合理化事業団の近代化資金及び船舶整備公団資金の協調融資によつて、昭和三十七年度から四十年年度までに建造された近代化石炭専用船については、電力用炭販売株式会社がその運航業務を行なっており、また、その他の石炭運送船につきましても、同社が委託を受けて、その配船の調整を行なっており、流通の合理化に果たす役割も、また大なるものがあります。

電力用炭販売株式会社は、このような電力用炭の価格の安定及び需要の確保、石炭の流通の合理化等に果たす役割りを通じて、政府の石炭対策の遂行に重要な寄与を行なってきましたが、同法の成立当時においては、電力用炭の長期引き取り体制の確保について、昭和四十五年度がその一応の目途となつていたことから、本年三月三十一日が法の廃止期限となつております。しかしながら、石炭鉱業の現状にかんがみれば、電力用炭の価格の維持と需要の確保、その他石炭の流通の合理化のため対策を講ずることの重要性は、近年ますます増大してきており、このため電力用炭販売株式会社の機能を活用する必要は、今後いよいよ高まるものと考えられます。これが、今回同法の廃止

うに、ガスの問題は一体どうするのか。あるいは湯の問題はどうするのか。炭酸が数十年前に買収した鉱区の中から湯が出てきた。その湯の権利まで炭酸が今日も持ち続けており、今後も持ち続けておいていいものかどうか。湯は一体だれのものなのか。そういう点、ひとつ解明をしておいていただきたい、かように思います。

○政府委員(阿部茂君) たいま阿具根先生から御指摘のとおり、常磐炭礦問題につきましては、坑内から湧出した湯の問題がございまして、片やメタンガスが発生して地域の都市ガス及び周辺の工場に供給されてまいりましたのでございまして。特に温泉の問題につきましては、すでに長い歴史を持ってあの地域がかなりの温泉観光都市として栄えており、この地域の経済を支えている等からかんがみましても、これはきわめて地域問題として重要であるという認識を私ももって持っております。したがって、実はこのたびの閉山の決意につきましては、当初、会社の経営者は磐城炭礦所の全山閉山を決意したのでございまして、この温泉の問題を主として意識いたしまして、一部閉山に途中から方針を切りかえたのでございまして。私もこの問題につきましても、やはりそういう段階的閉山のほうが地域経済に与えるショックが少なく済む、こういうふうにごうに考えましたので、その方針を強く支持してまいりました。次第でございまして、したがって、当面は東部坑の閉山を四月末でいたしましたも、五月以降なお西部坑が別会社の形で稼働を続けることに相なっておりますので、温泉の供給につきましてもは直ちに問題が生ずるということにはなからうと推定しております。ただ、何ぶんにもこの問題は、先生御指摘の趣旨を体しまして、会社が地域の関係機関とよく心からこの問題について納得のいくように話し合せて、問題の円満な解決を長期的にはかるように指導してまいりたいと思っております。なお、ガスにつきましても、いささか湯の場合と違っていて、供給面で支障を生ずることに相なろうかと思っております。

も、この問題は当省の公益事業局のほうで所管しております。いわゆる都市ガス行政と非常に密着しておりますので、公益事業局のほうとよく連絡をとりまして、そちらの行政指導、方針を尊重して、いろいろと私のほうでもできる限りの側面援助をしてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○阿具根君 温泉の問題で私が基本的に悩んでいたのは、温泉というものは炭酸のものなのか国のものなのか住民のものなのかという問題なんです。これが五十年も六十年も前に、膨大な資本をもって常磐炭礦が坑内を採掘した。そのために湯がそのほうに流れてしまった。しかし、その賠償はおそろくその当時行なわれておいて、それで今日まで来たものかと思うのですけれども、逆にこれが炭酸がなかったならば、現在の常磐はもっと大規模な温泉として栄えておったはずだと思っております。そうすると、その責任は一体だれがとるべきか。炭酸がなくなつたから、だから一ぺんに炭酸が引き揚げてしまえば困るだろうというところで、これを少し残して市に湯を供給するということ、これを少し残して、私がおかしいのではないかと。そうすれば、この炭酸というものには、遠からず残った炭酸も閉山必至です。これは、おそろく五十年も十年も計画はだれも持っておられないと思っております。法の趣旨からも反すると思っております。そうすると、湯のためにこれの一部を残して、そうして、閉山を食いとめたと言いつつ、これは近々二、三年のうちには必ず閉山される、そうした場合には、だれが湯の責任を持つていくのか。もう一つ極端に言えば、常磐炭礦が第二会社としてつくった観光施設、その施設が湯の大半を使っておるからこれをつぶすわけにいかないという会社自体の考え方もそれにあると思つて、市のこととは考えておられない。もう一つ極端に言えば、湯は坑内でわれわれが掘って出したのだから、その使い余りの捨て湯をお前らはかって使つてよろしいという考え方で市

へ湯を供給されておる、こう私は聞いておるので、その考え方は正しいのかどうか。根本的な問題。天然に噴出してきたであろう湯を、坑内を掘つておるためにそれが坑外に上がつてこなかった。これを今度は炭酸水として湯水したその湯水の恩恵にあずかっているのが市民だということに、非常なさか立ちもはなはだしい考え方が会社にあるのではないかと。こういうような考え方になつてしまつたか。そうしますと、現在十数軒の旅館その他で栄えておるけれども、そうでなかつたならば、東京の近距離にある常磐が、もっともこれは観光地として、あるいは温泉地として発展しておつたに相違ない。私はこう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(阿部茂君) 阿具根先生の御指摘の地域経済とのいろいろな温泉をめぐる関係につきましては、おそろく私どもの知らないいろいろな経緯もあつたんでなからうかと思つてございまして。しかし、何ぶんにも温泉につきましても温泉法という法律がございまして、厚生省が所管しておられることは先生も御承知のとおりでございまして。したがって、温泉の採掘、温泉の利用、あるいはその給湯等につきましては、温泉法及びその他一般の民法上の私契約のいろいろな問題が、その間に、過去の経緯をさかのぼつていきますと、出てくるかと思つてございまして、はなはだ遺憾ながら私どもの石炭行政の中におきまして、この問題を従来十分沿革的にも勉強不十分の点がございます。したがって、今後御指摘のような点につきましても厚生省とも早急によく連絡をとり、私どものほうとの関係部分につきましても十分いろいろ誠意ある解明なり指導もしてお手伝いしてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

ならば、どういう経過になりますか。

○政府委員(阿部茂君) 産炭地域振興事業団は、現在もこのいわき市を周辺とする地区を、その大部分は六条地域にも指定しておりますし、またその他地域は二条地域にも指定しております。従来とも土地の造成あるいは誘致企業に対する設備の融資等を行なつてまいっております。特に、今回のような約五千名に近い離職者を発生させる最近にないまれに見る大規模閉山でございまして、当然のことながら産炭地域振興事業団をして、その立地条件等から見ても、企業を誘致、それから土地の造成につきましても、企業の誘致、勘案して、できる限りの事業の推進ということをやつてまいるように、すでにいろいろ検討をしておる次第でございまして、現に地域の団体、市、関連市町村等からいろいろなすでに要望等が持ち出されてきております。また私どもは、こういったことにつきましても、一通産省だけではない多角的な問題が多々ございまして、関係各省会議というものを定期的に持つことに従来なつておりましたけれども、このたびにおきましても、すでにいち早く一月ほど前、常磐炭礦閉山予定に対する産炭地域振興対策についてという特別の議題で、関係各省約十省ほどに集まつていただきました。いろいろな具体的問題をすでに想定して御協力を願う段階に入つておる次第でございまして、なお、産炭地域振興課長をすでに半月ほど前現地に派遣いたしました。いろいろ地域の事情等も調査しておる次第でございまして。

○阿具根君 まだこの結論は早計かもしれませぬけれども、まあ東京に近いところでも、非常に便利のいいところもあるし、相当な企業が誘致されると思つておる。そこで、概して炭酸といふものは非常に山に近いところが多くて、そして便利の悪いところが多い。鉱山になればもつと奥のほうですけれども、そうすると、いわゆる誘致される企業というものがほとんど中小企業の小か

零細と、こういうもので、それでそこに使われる従業員という者は娘の子か未亡人、こういう人たちに非常に零細な賃金で仕事をさせておる。こういうのが問題を非常に起こしておるところがあるんです。最近では相当よくなりましたが、そういうことにかんがみまして、常磐等は一番地域的にも炭鉱の中ではいいところである。相当有望な企業が誘致されると思うんですが、何かそれに対する考え方があるかどうか。どういう企業を誘えらるおるか。

○説明員(中井重男君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の常磐地域、お示しのとおり東京に近うございまして、まあ首都圏の近辺と申しますか、そういった関係でございまして、したがって、従来とも企業につきましては比較的中核企業のもの、あるいはすそ野の広いかなり資本力のしっかりした企業が、従来からあの周辺には張りついているわけでございます。ただ、今回の常磐炭礦の大規模な閉山に伴いまして、あれだけの従業員をいかにして吸収してまいるか、これは非常に重大な問題でございまして、私もいたしましたし、先ほど先生から御質問のございました土地の造成の問題ともからめながら、できるだけ中核的な企業、従来のように女子労働力を中心とした中小企業でないような、そういう企業を誘致をはかっているというところで、現在通産省の中におきましても、いろいろな原局がございまして、そういうことも連絡をとりながら、いろいろと方策をいま検討している次第でございます。

○阿貝根登君 そこで、住友の問題ですが、部長が言われましたように、私も住友の問題がこのまま閉山に通じることになったならば、石炭政策は全部これは私にはばらばらになると思うのです。しかし伝え聞くとおりによりますと、六十五億からの赤字がある。その中には貯炭の十五億等もありますから、実質的な赤字は四十億から五十億のものだと思っております。思うのですが、しかしこれをどうして政府は見ている考え方なの

か、また、それだけの赤字を肩がわりなら肩がわりすれば、あるいは融資あっせんなら融資あっせんをやれば、その後はいけるのかいけぬのか。いけぬとするならば、一体何がいけぬのか、たとえば能率が悪いとか、そういうことになってくればまた別です。しかし私どもの調査では、能率がこれ以上ということとは非常に不可能だ、とすれば、一体何なのか、今日住友がいけないようになった元凶は何なのかという問題を伺いたい。

○政府委員(阿部茂君) 住友石炭問題についての阿貝根先生の御質問につきましてお答え申し上げます。

ただいまお話の中に六十五億の赤字云々という点がございまして、正確に申し上げますと、いま会社の社長が各方面に資料をつくらせていろいろその応援方について、陳情等に回っておられますが、実はこの六十五億というのは、その資料によりますと、四十六年度一年間におきます損益の赤字でございまして、資金の不足額と、かように書いてある次第でございます。もちろんその資金不足を生ずる大きな原因の一つに、損益の面の大きな損というものの見通しが含まれているのは事実でございます。

そこで、御質問の点でございしますが、何がよくな悪い経営状態に追い込んだのか、その原因は何であるか、こういう御質問でございますが、確かに御指摘のとおり能率はかなりいい点にまでいっております。もっとも住友石炭の中に、赤平、歌志内、奔別と三山ございまして、一がいにすべてがいいというわけではございません。それぞれの違いはございます。しかしかなりいいところまでできています。しかしかなりいいところで、しかも何が悪いのか、こういうことになってまいるわけでございますが、そのまず第一に考えられるのは、奔別炭鉱の深部移行、しかも従来浅部におきます一般炭開採から、日本でも最も深いマイナス千メートルレベルでの深部の原料炭開採へと、昨年の四月以降これを切りかえている

わけでございますが、この切りかえがやはり数カ月計画よりおくれおる。したがってそれが出炭量等にはね返っておるというところが一つの大きな原因かと思っております。その他にも赤平炭等におきましても、これは石炭山の一般的傾向でございますが、なかなか自然条件が当初予想したとおりにはまいたらないので、あるいは断層が出たり、あるいは機械化を思うとおりに促進させるのを自然が妨げたりというような原因で、これまた生産面で赤字の原因になっておる。これが第一点かと思っております。それから第二点の原因でございしますが、住友石炭は他の石炭会社に比べて、かなり大きな過去の累積赤字債務を負っておる。ございまして、特にいろいろな各種未払い。その中には退職金等の未払いが大きいございしますが、そのほかにもあるいは資材関係の未払い、あるいは関係のリーダーつまり石炭を売る同業の商社等に對する石炭代金の前受けというようなかっこうでの異常未払い等が累積して相当な額に相なっておるのでございまして。

したがって、今後の解決策といたしましては、何といたしまして第一は早く奔別炭、特に奔別炭が当面の問題でございしますが、その他赤平、歌志内各鉱につきましても当初の計画に出炭を追いつかせるということが何よりの第一点の重要なことかと思っております。それからまた第二といたしましては、この異常未払い等につきましても、いろいろひとつ基本的な対策をこの際考えませんか、かりにこの昭和四十六年度は何とか対策を講じて乗り切ったといたしまして、将来四十七年度以降にそれに近いような現象を引き起こす可能性が、いまのままではたいへん強いのでございまして。したがって、この際は政府も当然そうでございますが、まず会社自体、それには経営サイドも労働サイドも含めまして、すべてこれに抜本的な将来のビジョンというものをひとつ考え直して見る必要がなからうか。さらにはこの住友石炭に對する関係の深い金融機関等々のいわゆる住友グループのこれに對する理解ある協力をより一そ

う強めていただく、こういうようなことをあわせ考えることによつてこの異常な経営の困難を打開するよりほかには方法はないと思つた次第でございます。大体さうに当面考えて毎日、連日検討を続けておる次第でございます。

○阿貝根登君 部長が言われるように、まあ御承知のように石炭というものは一般の化学工場とか機械工場のようにびちちと一定の計画に沿つて、そして製品が出てくるというのじゃないんです。坑内においては水があり、ガスがあり断層があり、当然こういう障害はどの炭鉱でも出てくるものなんです。それがこのままのことでいけないようになったということは、政策そのものに私は矛盾があるんじゃないかと、かように思うんです。たとえば今度も一月から二百五十円、四月一日から五百円にまあ原料炭は上げてもらう。この炭鉱は原料炭山ですが、しかし五百円上げて原料炭が六割で一般炭四割出るとすれば、掘る従業員というものは原料炭であろうが一般炭であろうが同じ危険の中で同じ労働力で働いておつて、おまえは原料炭を掘っているから賃金が高い、おまえは一般炭だから賃金は安いということではないのです。そうすると、出てくる問題というものは、おのずから五百円上げてもらつても三百円、たかだか三百五十円なんです。そうすると現在いま賃金の闘争もやられておるが、これがかりに一三%上がったとしても三百五十円ではどうにもならない。おまえたちはそういう悪いところで賃金なんかしんぼうせいと言つたら、坑内で働く人間はおきません。机にすわつても十方からの金を取つておるのが現実です。いま坑内で十方円取つておる人はいない。そういう人たちに賃金上げないと言つたら倒産してつぶれてしまう。だから当然のものとして賃金を上げていかなければならぬ。ところが五百円上げてもらつて、五百円上がった、こういっても、ただいま申し上げますように、一般炭と込みに入ればこれは賃金の上昇率に及ばないくらいの値段なんです。そうすると

う強めていただく、こういうようなことをあわせ考えることによつてこの異常な経営の困難を打開するよりほかには方法はないと思つた次第でございます。大体さうに当面考えて毎日、連日検討を続けておる次第でございます。

宿命的にこういう赤字でやっていかねければならぬということになっておる。それなら日本に石炭は要らないのかというふうになってまいりますと、皆さんのエネルギー対策を見てみると、昭和六十年まで三千七百万トンの石炭は要するというのを計算されておるし、外国からすでに昭和五十年になったならば二億トンからの石炭を輸入しなければならぬ、こういうふうな状態の中において、いまほんとうに石炭の問題を考へなければ、私は石炭そのものが政府が言っているようにならなくて、石炭そのものが全部私は倒れてしまふ、こういうふうな思ひやうなんです。いま油がちょっと値上げしたから、日本は四十五日分しかないから六十日分をと、わいわい言つて騒いでおる。しよせんは外国から輸入する、外国の力によつてどうなるかわからない。それならば幾分でも日本の国産の資源をほんとうに大切に、ほんとうに生きるようにしてやらなければ、いつまでたつても、日本は一つ大きな風が吹けばびくびくしなければならぬ、他国本位の経済、資本はアメリカに依存し、原料はアラビアその他に依存しておいて、そしてちょっと原価が上がつたという事になれば全部国民の負担にするか、あるいはそうでなかつたならばストップになる。こういうふうな、まるでびくびくしたような経済の中に立つて、そして日本古来の石炭は、このままのことでは原料炭山がつかねければならぬ、こういうふうなところに私は非常に矛盾があるのぢやなからうか。そもそも第一次石炭政策の出たときに、物価はどんどん上がつていっているときに、物価を押えるために千二百円のダウンをした。石炭を千二百円引きした。そのかわり政府が赤字を見てやる、そして日本の経済を立て直さなければならぬ、いろいろ食いとめなければならぬ、こう言つてやつてきたのが石炭政策なんだ。そのころから競争でいつておつたならば、曲り角はあつたかもしれないけれども、いまくらの山は残つておつたと思う。そうすると石炭は相当な価格であつたと思う。あるいは競争でもの足りな

いかもしれせんけれども、しかし、いまのままいくならば、結局はそういう道をたどるのぢやないだらうか、そして今日の状態から見ても、石炭というのは何かやつかいものを背負つておるよ、石炭部長はそうじゃないけれども、これは石油関係から見たり、あるいは輸入業者から見たり、あるいは今度石油を實際やつていられる方々から見たりするならば、何か石炭は何かいものみたいな考へ方があるのぢやないか、こう思ふのです。そうすると、ここでもう一度考へ直してみなければならぬ、私らがいつも石炭対策委員会、あるいは皆さんとお話する場合でも言つておきますのは、石炭のなだれだ、なだれ現象がくるのぢやないか、必ずこうなるということ、植村構想なんかにも賛意を表しました。日本の石炭は三分割しなければならぬとか、一つの石炭会社にやつていかなければならぬといふような植村構想も出たことがあります。それも政府は全部否定してきて今日の状態をつくつたわけなんです。いまでもこのままでいけば、もうこの住友一つ倒れば、連鎖的にこれはおそろしく企業をやる人が意欲を失うだらうし、働いておる労働者が、将来に対する魅力を失つてしまふ、私はそう思ふのです。だからここで何かもつと原料炭山あるいは一般炭山でも、もうこれ以上はつづけないのだ、そのためにはどうするのだといふやつをひとつ考へておらなければおかしいのぢやないか、こう思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(阿部茂君) ただいまの阿具根先生のお話の中で、原料炭につきまして、すでに御承知のとおり、昨年鉄鋼、ガス等の需要家さんから五百円上げていただきました。片や一般炭は、電力用炭が昨年、期中途から二百五十円上げていただいたおる次第でございます。本年に入りまして、最近また一段ときびしい情勢にかんがみまして、石炭業界と鉄鋼業界との間に本年もまた御指摘のとおり原料炭については五百円トンの当たり炭価を上げる、こういう大体的了承の線ができていられるように聞いております。この問題を、いま問題

になつております住友石炭にかりに適用いたしますと、いま、少しかたく踏んで五割が原料炭であるといたしますと、御指摘のとおり原料炭五百円程度の炭価アップは、全般にならせばトントン二百五十円程度は最近、昨年その前も、この春の賃上げでおおむね一三%の賃上げが実施されておりました、私どもは通常一%賃上げになりますとトントン二十円はね返ると考へておりましたので、一三%アップでは平均値から申しますと、先生ただいま三百五十円程度と仰せになったかと思ひますが、おおよそね二百五、六十円程度ではなからうかと、こんなふうにはね返りをお考へしてございまして、その意味におきましては、幸い原料炭を主とする山はおおむねとんとんと申しますが、それを大体今回の原料炭の炭価アップでその面については吸収できるのではなからうかと、こんなふうな思ひやうでございます。なお詳細につきましては、これは微細にわたつた種々の計数に基づいて検討を行なつてからでなくては正確なことは申し上げられないこととは申し上げるまでもございませぬ。

他方、一般炭が問題でございますが、なるほど石油が今度のOPEC等を通ずる原油の価格上昇の結果、重油にどのくらいはね返るか、特に当面石炭の対抗関係になります電力向けの重油といふものにどのくらいはね返るかという問題が当面の問題でございますが、これは御承知のとおりまだ当事者間においては何ら決定を見ていないようでございますが、かりに重油が電力向けにキロリットル当たり五百円ほど上がったと仮定いたしました場合を想定いたしますと、これは石炭に換算すればおおむね半分の二百五十円程度の価格上昇になるわけでございます。ところが石炭と重油の電力向けの昨今上期におきます実績比較をいたしますと、おおむね八百円強の、八百五十円程度の値開きがいまだにございます。したがつて、ただいまの仮定による重油キロリットル五百円アップといふことを仮定いたしましたとしても、それは二百五十円程度の格差の縮小に相なるわけでございます。

して、依然として六百円近い開きというものが一般炭と重油との間に存在することに相なるわけでございます。ましてや石炭コストが上げればとととの差は開くようなことに相なるわけでございます。依然として一般炭の対抗エネルギーである重油に対する格差といふものは、なおなおきびしいものがある、こういう見通しでございます。さらにそれに拍車をかけたものが最近の公害規制の格差の強化でございます。そのためにいまやサルファの高一一般炭は日炭、常磐を最後として、ほとんど姿を消すようになつたに相なつたわけでございます。今後残る一般炭といふものは、むしろたとへば太平洋炭等に見られるがごとく非常にサルファの低い、資源としても非常に評価というものは今後急速に見直されてくるのではなからうか、かように考へております。したがつて、御指摘のとおり原料炭問題だけで石炭問題が解決するわけではございません。必ず随伴する一般炭が相当あるわけでございます。一般炭につきまして、今後政府も極力これを応援いたしまして、需要業界の大宗を占める電力業界等にも何ぶんのひとつ御理解をいたさうに、まずは業界がみずから業界同士でこの問題を訴えて話し合うことが先決でございますけれども、政府におきましても、側面から大いにこの点を応援してまいりたいと、かように考へておるわけでございます。けれども、しからばといつて、いま直ちにそれでは一般炭の炭価アップの見通しがあるかと、こういうことに相なりますと、ただいまのところ、一般炭についてはまだその炭価アップの見通しを得ていない、こういうのが実情でございます。

いというふうを考えておりまして、すでに昨年も一部の地方の事務所を縮小するというふうなこともやっております。今後も、この業務の運行に支障を生ずることではいけません。業務の運行が十分やれる範囲内において極力節減をはかって切り抜けてまいりたいというのが、現在われわれの考えておる考え方でございます。

○阿具根登君 大臣がお見えでありませんのでこれで終わりますが、ただいまの石炭販売株式会社の問題にいたしても、そういう状況の中で三年間の延長ですね、石炭全般の政策が四十八年までですね、今後の第五次石炭政策というものは一体どういふふうに考えられておるのか。この法律案だけで見ますと、産炭地は十年です。これは十年でも十五年でもなるでしょう、山はつぶれてもそのあとをやっていくのですから。石炭に直接関係しているのは、いまの石炭販売株式会社にしたところで、本部にしたところで三年間。そうすると四十八年で石炭政策は終わるのだというふうな見通しが成り立たない。その点一点お聞きして、これは当然大臣にも聞きますけれども、部長からお聞きして私の質問を終わります。

○政府委員(阿部茂君) 阿具根先生のおっしゃるとおり、この問題は何ぶんにも石炭政策の最も基本的な問題でございます。大臣から次回の機会に御答弁いただくようお願いするつもりでございます。御答弁いただくようお願いするつもりでございます。

○委員(大矢正君) 速記をとめて。
○委員長(大矢正君) 速記をつけて。
他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめまして、次回は来たる三月二十三日午前十時から開会することにし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

度、まさに終わろうとしておるわけでございませぬので、発足以来まだ二年間足らず、こういう現時点でございまして、すでに御指摘のとおり、いろいろな面で計画のそこ、破綻等も出ていることは現実でございますが、われわれもいたしましては、当面は昨年十一月に出されました石炭鉱業審議会の体制委員会の中間答申の基本線に沿って毎日の行政を前向きに真剣に取り組んでまいりたい、かように考えておるわけでございます。当面われわれにとつて与えられた何よりも大事な義務と申しますか、これは、やはり第四次政策が忠実に実施されておるかどうか、また、その第四次政策の意図したところが現実の面でどういふいろいなひずみを生じているかというようなことを克明にひとつ把握いたしました。そうして次の機会への準備をいまのうちからいろいろとしておく。こういうこととこのところ毎日の行政をやっておる次第でございます。

○委員(大矢正君) 速記をとめて。
○委員長(大矢正君) 速記をつけて。

他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめまして、次回は来たる三月二十三日午前十時から開会することにし、本日はこれにて散会いたします。

昭和四十六年四月二日印刷

昭和四十六年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N